

特約事項

1. 労働安全に留意し、作業制限等を遵守の上、作業を実施してください。万が一事故や災害が起きた場合は、速やかに管轄森林事務所及び棚倉森林管理署に連絡してください。また、事業着手前に管轄する森林事務所へ「立木販売箇所の事業計画書」を提出してください。事業終了前には管轄する森林官等と現地確認を行ってください。なお、伐採・搬出の着手は、森林管理署長等による事業計画書の承認後となります。
2. 区域内の調査木は全て伐採・搬出をして下さい(国有林野事業林産物売買契約約款第 10 条に記載のとおりです。)やむを得ず棄権する場合は該当森林事務所へ申し出て下さい。
3. 搬出路作設については、別紙 6「特約事項(立木販売)(伐採・搬出、森林作業道等作設)」のとおりとなります。水切りを行い、沢水等が直接沢や公道等に流れ込まないようにしてください。末木枝条、残材等は沢や土場に野積み放置しないで下さい。土場跡地についても整正願います。また、「国有林野における林地保全に配慮した生産販売事業の推進について」により次の(1)から(5)を遵守していただくこととなります。
 - (1) 買受人は、別紙 7「主伐時における伐採・搬出指針」(3 の①及び⑤を除く)を遵守しなければならない。
 - (2) 買受人は、別紙 8 に定める「伐採及び搬出に係るチェックリスト」を森林管理署長等に提出しその確認を受けなければならない。
 - (3) 買受人は、物件の伐採、加工又は搬出等のため国有林野内に集材路、森林作業道又は土場を作設する必要があるときは、当該集材路等の計画を明示した図面を含めた事業計画を森林管理署長等に申請し、その承認を受けること。
 - (4) 買受人は、(3)で承認を受けた集材路等の計画に変更が生じたときは、その変更について森林管理署長等に申請し、その承認を受けること。
 - (5) 森林管理署長等は、買受人による承認を受けた集材路等の計画と異なる施工、チェックリストの不遵守等により、林地崩壊が発生し又は発生する可能性が高い等林地保全上特に問題があると認めるときは、買受人の負担において植栽や盛土の転圧、排水溝の設置等の必要な措置を命じることができること。この場合において、買受人は森林管理署長等の命に応じ、必要な措置を講じなければならない。
4. 搬出路作設の際、契約対象外の立木を伐採する場合は、支障木の調査及び販売手続きが必要になります。日数を要しますので、予めご了承ください管轄森林事務所へ申し出て下さい。また、支障木の代金納入が確認できる振り込み証明の写しを、棚倉森林管理署へ必ず提出の上、作業に着手してください。

5.林産物搬出で使用するトラックに、オプション部品装着等によって、急勾配の林道が走行出来ない場合があります。運搬区間を走行出来るか確認の上、入札して下さい。林道等を通行した場合、事業終了後に路面整正の可否を森林官等へ確認し、指示を受けて下さい。

6.公道利用における申請及び法令制限林箇所についての作業許可等は、買受者が所定の手続きを行ってください。また、民有地に係る交渉等についても、買受者が行ってください。

7.境界標識の保護に留意願います。毀損等があれば、買受者負担で復元していただきます。公売物件内及び周辺に貸付地等がある場合には、施設および貸付杭の保全に留意願います。毀損等があれば、買受者負担で補償していただきます。

8.以上のほか、現地案内の際に説明する事項についても遵守していただきます。

買受者 〇〇 〇〇 あて

T8000012050001
棚倉森林管理署

売買契約番号

売買物件の所在場所（分収林の場合は国有林野名及び林小班名 官行造林の場合は市町村名 字名 地番等）

売買代金 合計額	税込金額	うち消費税額（10%）

うち適格請求書（インボイス）	税込金額	うち消費税額（10%）
対象金額		

インボイス対象	税込金額	うち消費税額（10%）
①官収分		—
②民収分 （適格請求書発行事業者分）		—
小計		

インボイス対象外	税込金額	うち消費税額（10％）
③民収分		—
小計		

○適格請求書（インボイス）の交付について

インボイスについては、全省庁統一の登録番号等を記載した契約書等によることとし、契約締結後に交付することとします。

なお、仕入税額控除の対象となる消費税額は、適格請求書発行事業者（課税事業者）の分のみとなり、下記の物件の入札書に記載された金額に対する割合は次のとおりとなります。

入札に際し、注意願います。

※1 分収者には、免税事業者が含まれる場合があるため、インボイスに記載する仕入税額控除の対象となる消費税額、契約金額に含まれる消費税相当額（税率 10%で計算した額）とは一致しない場合があります。

※2 当該割合は、現時点（公告時点）で把握している数値であり、変動する場合があります。

1 号物件（国有林） 10.00%

※3 上記 2 の数値には、免税事業者等からの仕入れに係る経過措置の控除率は計算されていません。